経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成21年４月１日から平成21年７月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	179,812	3,551	
24	パテントレザー等	1,446	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	48,775	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	716,544	1,201	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	66,878	398	
29	履物の一部品目	55,373	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	32,608	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	134,821	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	19,713	523	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アルペン経済

２．住所　愛知県名古屋市中区栄３丁目23番38号フォトレス栄601号

３．代表者の氏名　高橋　　悟

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第30号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年２月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年８月31日

東海財務局長　山崎　穣一

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月31日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年７月30日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社坂詰組　坂詰　敏彦　新潟県阿賀野市保田4177番地１　国土交通大臣許可（般・特―19）第989号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年６月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月31日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年７月30日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ピコイ　佐々木ベジ　新潟県新潟市中央区高志１－８－１　国土交通大臣許可（般―17）第11826号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、防水工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年７月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月31日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年７月30日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小野組　小野鉦三郎　新潟県胎内市西栄町２番23号　国土交通大臣許可（特―19）第2574号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年７月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月31日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年７月30日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北陸中央ホーム株式会社　棚橋　和行　石川県金沢市藤江北４―303　国土交通大臣許可（般―18）第16551号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年６月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月31日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年７月30日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸建道路株式会社　北原　憲治　石川県金沢市小坂町西75　国土交通大臣許可（特―19）第2426号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月31日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年８月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジ仮設株式会社　今井　幹文　新潟県新潟市中央区八千代一丁目７番20号　国土交通大臣許可（般―19）第17317号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年７月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。